

平成22年度 第6回 芦屋市総合計画審議会 会議録

日 時	平成22年8月29日(日)	10:00 ~ 12:10
会 場	南館4階 大会議室	
出席者	<p>会 長 今川 晃 副 会 長 安田 丑作 委 員 松井 順子 いとう まい 田原 俊彦 内山 忠一 小田 脩造 立花 暁夫 室井 明 姉川 昌雄 池内 清 糸川 寿子 稲山 信治 大橋 一生 中村 辰夫</p> <p>市側出席者 山中 健(市長) 岡本 威(副市長) 南雲 直樹(総務部(財務担当)参事)</p> <p>事務局 西本 賢史(行政経営担当部長) 米原 登己子(行政経営担当課長) 山川 範(行政経営課主査) 山内 健(行政経営課主査) 桑原 正(行政経営課職員)</p>	
欠 席 者	勝見 健史 委員, 小浦 久子 委員, 菅 磨志保 委員, 林 宏昭 委員, 幣原 みや 委員	
会議の公表	公 開	非 公 開 部分公開
傍聴者数	0 人	

1 会議次第

(1) 開会

(2) 議題

姉川委員からの質問について

前期基本計画(第4章)について

さらに意見交換を要する事項について

その他

(3) 閉会

2 配布資料

次第

資料 06-0829-01 : 質問(FAX)

資料 06-0829-02 : 基本構想や前期基本計画全体に関わることでさらに意見交換が必要と思われる事項

3 審議経過

(1) 議題 : 姉川委員からの質問について

* 第1回(6月27日)の配布資料、「資料7:第4次芦屋市総合計画(原案)-基本構想・前期基本計画-」に基づき、議事を進行した。

(今川会長)では、最初の議題だが、姉川委員から、事前に事務局に質問(FAX)をいただいているので、趣旨などについて、姉川委員からご説明いただきたい。

(姉川委員)福祉の関係で3点確認しておきたい。まず、本日の配布資料である「資料06-0829-01:質問(FAX)」の中段部分において活字(手書きではない部分)で示している内容は、第3次総合計画からの抜粋であるが、ここで示されている事業が、「今現在、どういう状況にあるか」確認したい。

次に、今回の第4次総合計画においては、第3次総合計画と表現方法がかなり異なっているので、第3次総合計画で示されていた事業が、今後どのように進んでいくのか確認しておきたい。

最後に、第4次芦屋市総合計画(原案)においては、「具体的な施策7-3-3の中の項目(2つめの・)」(50ページ)が「発達に課題のある子どもには早期に適切な療育及び訓練等を提供します」となっているが、これは「発達障がい」のことを指しているのか。そうであれば、このことについての「(現実)の状況」を教えていただきたい。

(事務局:米原課長)まず、「第3次総合計画で示されていた事業が、今現在、どういう状況にあるか、また、今後どのように進んでいくのか」についてだが、第3次総合計画を策定した後に、「障がい」の分野に関しては、2回ほど国において大きな制度改正があった。1つめは、平成15年4月に「支援費制度」が施行され、福祉サービスが「措置」から利用者の選択による「契約」に変わった。ただ、この制度にもいろいろと問題があり、平成18年4月には「障害者自立支援法」に移行した。これにより、福祉サービスの利用者は、利用したサービスの量に応じて費用を負担することになったわけだが、「サービスの体系」自体も抜本的に見直され、第3次総合計画の時に示していた「ホームヘルプサービス事業」、「デイサービス事業」、「ショートステイ事業」といったサービスの名称そのものも変わってきたという経緯がある。また、自治体は「障害福祉計画」を策定することが義務付けられ、本市においても、3か年(平成18~20年度、平成21~23年度)の障害福祉計画を策定しており、第4次芦屋市総合計画(原案)の「目標7」における「関連する計画等」(48ページ)においても、それを示しているところである。この計画の中では、先ほど申し上げたように、サービスの名称は変わっているが、サービスの「提供状況」、「利用状況」、「目標値」といったものが示されているので、詳しい情報については、この計画をご参照いただきたい。また、今後に関わる部分としては、障がい手帳をお持ちの方へのアンケート結果により、「充実して欲しいもの」、「利用したいもの」といった回答内容が示されているので、併せてご参照いただきたい。第3次総合計画とは異なり、第4次総合計画においては、個別(具体)の内容は、それぞれの分野の個別(課題別)計画に委ね、「分野間で連携が必要なもの」、「分野の中で、特に力を入れて(重点的に)実施したいもの」を総合計画で取り上げるという考えに基づき、「具体的な施策7-3-3の中の項目(1つめの・)」で示しているような「障害福祉計画に基づき、必要なサービスを確保します」とい

った形で表現しているのので、ご理解いただきたい。

次に、「具体的な施策 7 - 3 - 3 の中の項目（2 つめの・）」（50 ページ）が「発達に課題のある子どもには早期に適切な療育及び訓練等を提供します」となっていることについてだが、これは、「発達障がい」そのものではなく、もっと広いものを指している。「心身の発達に遅れ気味の（恐れがある）場合」、「心身の発達の過程につまずき（特徴）がある場合」などを、乳幼児のできるだけ早い時期に発見し、療育や親へのアドバイスなどの的確な対応ができるように、基本計画において取り上げたものである。子どもの年齢や成長（発達）の過程において、横断的にサービスを提供（支援）することも大切であり、例えば、保健センターの乳幼児健診において、「観察が必要」と判断された場合は、「コアクラブ」により短期間の観察を受けることができ、年間 50 ～ 60 人の利用がある。その後、必要があれば、「児童デイサービス」の申請を行い、決定を受けられている方が 20 数人おられる。芦屋において「児童デイサービス」を提供している「すくすく学級」の定員は 20 人だが、曜日を調整したり、定員増を検討しているのが現状であり、「発達障がい」そのものの数等はお答えできないが、別の角度（より広い視点）からの内容として前期基本計画に盛り込んでいる。

（今川会長）今の点について、何か意見等はないか。では、この件については、議論が終結したのものとして、次の議題（前期基本計画（第 4 章）について）に移る。事務局からの補足説明をお願いしたい。

（2）議題：前期基本計画（第 4 章）について

第 1 回（6 月 27 日）の配布資料、「資料 7：第 4 次芦屋市総合計画（原案）- 基本構想・前期基本計画 - 」に沿い、事務局が、「前期基本計画に、市民会議における考え方をどのように盛り込んだか」という部分を中心に、説明を行った。

* 第 1 回（6 月 27 日）の配布資料、「資料 7：第 4 次芦屋市総合計画（原案）- 基本構想・前期基本計画 - 」に基づき、議事を進行した。

（今川会長）では、審議に入りたい。何か意見等はないか。

（内山委員）「具体的な施策 15 - 2 - 2 の中の項目（3 つめの・）」（71 ページ）が「市債残高を計画的に減少させることで財政指標の改善を図り、財政の早期健全化を進めます」となっており、第 1 回（6 月 27 日）の配布資料である「資料 19：基本構想素案と原案の目標関係図」が示している「素案と原案の関係」や、原案（18 ページ）で示されている「行政の視点から見た将来像・10 年後の姿」が「（6 - 3）市債の償還、無駄の排除などにより、市が健全な財政を回復・維持しています」となっていることなどから、「市債の償還」が素案の段階から重要視され原案にそれが引き継がれていることが読み取れるため、この「市債の償還」に関連して、数点確認しておきたい。

まず、例えば、住宅ローンを組む時には、償還期限や月々の償還額を示す「償還表」を金融機関から受け取るが、市債の償還の場合も同様と考えてよいか。

（市側：南雲参事）ご指摘のとおり、金融機関との間で、「償還表」を持ち合い、計画を立てて毎年度の予算に反映し、償還を行っている。

（内山委員）そうであるならば、「具体的な施策 15 - 2 - 2 の中の項目（3 つめ

の・）」(71ページ)が「市債残高を計画的に減少させることで財政指標の改善を図り、財政の早期健全化を進めます」となっているが、先ほど説明があったように、「市債の償還」とは、借り入れた時からその内容(期限や金額)が決まっているものであり、「市債残高を計画的に減少、財政の早期健全化」とするには、表現として少し行き過ぎているのではないか。

(市側：南雲参事)ここで、「計画的に減少」と表現していることについては、2つの側面があることをご説明しておきたい。1つめは、委員ご指摘のとおり、「市債の償還」については、「償還表」が決まれば、あとはそれに従い「粛々と返済していく」ことになるが、本市においては、公債費負担が非常に大きいということもあり、他の(事業などの)財源とも調整しながら、公債費の財源を確保する必要があり、そのような様々な調整も含めて「計画的に」と表現していることをご理解いただきたい。

2つめは、「繰上償還」についてである。一般的に繰上償還はあまり認めてもらえないが、例えば国の「資金運用部」などの、公的な機関から借り入れた過去の金利の高い(利子負担が大きい)市債については、国との協議を経て、計画をたてることにより、補償金を免除してもらった形で、繰上償還することができ、これまで芦屋市においても、この「繰上償還」に取り組んできた。計画的にこの「繰上償還」に取り組むことによって、市債の残高を減少させてきた。今後のことについては、どのようになるかわからない部分もあるが、引き続き、日頃からこのような(計画的な)考え方を持ちながら、取り組んでいきたいと考えているので、ご理解いただきたい。

(内山委員)一定の条件(高金利など)があるが、条件によっては、計画的に繰上償還を行えるものであると理解する。ただ、1点確認しておきたいのだが、「施策目標15-2」の「1 課題認識と取組の方向性」(71ページ)の1行目に「市債の償還が財政を圧迫し」という表現があり、一方で、18ページの「(6)行政の視点から見た将来像・10年後の姿」の下から4行目には「一刻も早く償還し、財政を健全化することが望まれます」とあるのは、両極端であり、表現として矛盾するのではないか。「一刻も早く償還」という部分については、先ほどの「繰上償還」が相当するものと思われるが、震災復興のために借り入れた市債については、そんなに高金利のものでもなかったと理解しているが、この「震災復興のために借り入れた市債」についても、「繰上償還」は可能なのだろうか。

(市側：南雲参事)繰上償還については、金融機関も商売として貸付を行っているので、政府機関も含め、簡単には認めてくれず、ハードルが高いのが現状であり、高い金利の貸付などに対し、計画に基づいて認められるのが現状である。委員ご指摘の震災関連の公債費については、一般会計の残高の過半数を占めているが、基本的には毎年度減っていくものであり、かつこれまで、繰上償還による返済も行ってきた。今後も機会があれば金融機関と協議を行い繰上償還に取り組むとともに、償還表に基づき粛々と残高の減少を図ることが、最優先の課題であると認識している。

(内山委員)少し論点がずれるが、一般の企業においては、自社の将来の財政状況を十分考慮した上で、長期の計画に基づき社債の発行を行っている。「具体的な施策15-2-2の中の項目(3つめの・）」(71ページ)で書かれている「市債残高を計画的に減少させることで」という視点の他に、「市債の発行を計画

的に行うことで」といった、「将来的な財政見通し」に基づいた視点からの方向性も示しておくことはできないか。

(市側：南雲参事) ご指摘のとおり、現在の基本計画における表現は、現状の公債費負担が非常に大きいということもあり、「今あるものをどうしていくか」という視点が中心になった表現になっているので、表現方法を少し検討する余地はあるのかもしれない。ただ、方向性としては、「今ある(残っている)もの」、「今後増える(借り入れる)もの」も含めて、「残高を減らしていく方向」であることを、この前期基本計画では示しており、それを簡潔に示したものが、今の文案として盛り込まれている。

(内山委員) 18ページの「(6) 行政の視点から見た将来像・10年後の姿」の下から5行目において、「阪神・淡路大震災の復興による多額の市債は、市民、行政の努力により大幅に改善されつつありますが」と表現されているが、「市債の償還」については、先ほど説明をいただいたように、まさに「粛々と進めていく」ものであり、ここで「行政の努力」と表現するのは適切ではないのではないか。また、「市債の償還」に関連した「市民の努力」とは、こういったものを指すのか。

(市側：南雲参事) 公債費については「返済しない」という選択肢はなく、一方で漫然と「貯蓄等を取り崩す」ことも許されず、「歳出に対する歳入の制約」というものは、自ずと発生する。本市においては、平成13年以降、市債の残高を着実に減らしてきてはいるが、他市においてはほとんど例がない「歳出の中で公債費が一番高い割合を占めている」状況が続いており、これまで行政改革の取組も行い、「市民サービス」においても、ご辛抱いただいている部分があり、そういった点から、「市民、行政の努力により」(本市の特殊事情である)大規模な市債の償還にも耐えながら、今に至っているという意味で書かせていただいている。

(今川会長) では、それ以外の点について、意見等はないか。

(いとう委員) 目標14のリード文(68ページ)の3行目に、「市民と行政が地域の現状と課題を共有し、まちづくりを着実に進めるため、お互いが理解し合い、信頼関係を構築することが必要です」とあり、「協働」の概念が謳われているものと理解しているが、ここで「市議会」が入っていないのは、「市民の中に含まれるもの」という理解になるのか、もしくは、「市議会は特殊なので、あえて入れていない」ということになるのか、「協働の中の市議会の位置付け」については、どのように理解すればよいか。

(大橋委員) 市民会議の中では、市民と行政が協働を進めていくに当たって、「市議会は1つの監査機関である」という解釈があった。施策を具体的に推進するのが行政主導であったとしても、それがより効果的に推進されるためには、例えば、「植樹」1つをとっても、実際にそこに住んでいる市民と行政が一緒になって進めて(つくりあげて)いく必要があり、その過程の監査(チェック)機関として市議会を位置付けている。

(いとう委員) わかりました。「1つの監査機関として市議会を位置付けている」ため、「市議会」という言葉があえて入っていないと理解する。

(今川会長) その他の点で何かないか。

(大橋委員) 先ほど、財政に関する議論があったので参考までに教えていただきたいのだが、現在、約800億円ある市債の残高が、第4次総合計画の計画期間が終

わる平成32年度には、市の財政規模に対して、どれくらいの割合になるのか。
(市側：南雲参事) 第2回(7月10日)の配布資料である「資料4：長期財政収支見込み」の8ページにおいて、「(一般会計における)市債現在高の状況」を示しており、平成31年度末では、381億円を見込んでいる。これについては、過去に実施した平均的な投資事業や、今現在見込まれている投資事業などの事業費を考慮し見込んでいるものであるため、今後、新たに投資事業を実施することになった場合などにおいては動いて(変わって)くる数字ではあるが、いずれにせよ、平成20年度末の794億円と比較すると、大きな金額を減らしていく方向性であることに変わりはなく、新たな投資事業などが発生したとしても、引き続き気を配りながら、「市債の残高の減少」に向けて取り組んでいく。

(大橋委員) 平成31年度末で381億円を見込むのであれば、芦屋市の財政規模から言うと、ほぼ1対1の割合になる。芦屋市は他の自治体と比較すると「自主財源比率が高い」といった特徴があり、「市債の残高の減少」を推進することはもちろん大切だが、一方で「減らしすぎる」必要はなく、必要な投資であれば、後年度負担になったとしても、実施していく必要がある。そのような中で、先ほどから話にあがっている「健全化」という状態であるが、芦屋市における「健全化」に対する考え方は、どのようなものになるのだろうか。

(市側：南雲参事) 「市債(の残高)が全く無い」という自治体はないのではないかと。本市においては、年度に多少のばらつきがあったとしても、「健全化計画」を策定しなければならないといった方向に向かうことはなく、着実に減少していくものであると考えている。平成31年度末で381億円(平成20年度の約半分)ということになれば、毎年度の返済において歳出に占める公債費の割合が下がってくることも加え、財政運営が(今より)楽になることが想定される。ただ、気になる点としては、公債費以外のその他の経費や、歳入のうち大部分を占める市税収入の今後の動向がはっきりとはわからないことが挙げられる。長期財政収支を見込むに当たっては、歳出と歳入の両面において、固い(慎重な)見込みをたててはいるが、やはり今後の動向したいという部分は残ってしまう。よってそれらの動きを注視しながら、長期財政収支見込みにおける見込みも常に念頭に置いて、行財政運営を継続していきたいと考えている。

(大橋委員) 市民会議の中では、「財政運営におけるビジョン」が重要視された。今の原案では、「公債費」がかなりクローズアップされているが、こればかりではなく、もう少し「どういう方向性を持って財政運営をしていくのか」という部分において、市民と行政が情報を共有すべきであると考えている。これが協働にもつながるわけであり、適正な規模の市債残高を目指すとしても、それは「どれくらいのスピード(期間)で目指すのか」、「市民サービスには、どの程度の負担を求めるのか」などの考え方を、まずは市民と行政が共有することが求められるので、それを実現するための働きかけや仕組みづくりを、前期基本計画の中に盛り込んでいただきたいと思います。

(今川会長) その他の点で何かないか。

(池内委員) 数点指摘をさせていただきたい。まず、目標14のリード文(68ページ)の書き出しが、「行政の役割は、市民が何を求めているかを問いかけながら取り組むことを明らかにしていくことです」となっているが、「行政の役割」は、単に「明らかにする」ことだけではないと思うので、表現をもう少し

検討したほうが良いと思う。

次に、(同じページの)「施策目標 14 - 1」の「1 課題認識と取組の方向性」の書き出しが、「信頼関係の下で市政が進行するには、常に市民に開かれた市政運営が求められます」となっているが、「信頼関係」という言葉と「開かれた市政運営」という言葉は、対応関係にあるものなのか疑問である。「信頼関係のあり方」というか、「どのようにして信頼関係を築いていくか」というところの内容を、もう少し検討したほうがよいのかもしれない。また「進行するには、求められます」という文章のつながり方にも違和感があるため、表現方法を工夫したほうが良いのではないか。

次に、同じく「施策目標 14 - 1」の「1 課題認識と取組の方向性」の文章の最後が、「改善し続けていることが重要であると考えます」という形で締めくくられているが、ここで重要視すべきことは、「改善し続けていること」ではなく、「開かれた市政運営」であるべきなので、「視点の置き方」に少し問題があるように思う。

次に、「具体的な施策 14 - 1 - 2 中の項目(・)」の前段部分が「パブリックコメントでの意見募集や市民委員への参画など市民参画協働の仕組みを」となっているが、ここでの「市民委員」とは、「市民が参加した委員会」のことなのか、「市民委員そのもの」なのか、言葉の使い方(意味)を明確にしたほうが良いと思う。

次に、「具体的な施策 14 - 1 - 3」が「総合計画を市民参加で進行管理し、施策を市民目線で改善し続けます」となっており、その中の項目(2つめの・)が「市民参加の施策評価を定着させ、市民が参加する計画の進行管理を行います」となっているが、「総合計画を市民参加で進行管理」と「市民が参加する計画の進行管理」では、「進行管理」するに当たって、(実施主体などを考えた時に)文章の意味が不明確ではないか。

次に、「具体的な施策 14 - 2 - 1 中の項目(5つめの・)」(69ページ)が「市民からの意見等の情報共有化の仕組みづくりを行います」となっているが、これは「施策目標 14 - 2 (柔軟な組織運営)」というよりは、むしろ「施策目標 14 - 1 (開かれた市政を運営)」の中に入っていたほうが良い項目なのではないか。

次に、目標 15 のリード文(70ページ)の最後の段落が「財政健全化のためには、芦屋の資源を最大限に活用し効率的な行財政運営を行い、早期に健全な財政状況への転換を図ることが重要であると考えます」となっているが、「健全化のためには、健全な財政状況への転換を図ることが重要」というように読み取れ、「健全」という言葉が重複しているので、後段からは「健全」という言葉を省いてもいいのかもしれない。

次に、(同じページの)「施策目標 15 - 1」の「1 課題認識と取組の方向性」の2行目に「資源を最大限に活用していくことが求められます」とあり、その下の4行目にも「資源を有効に活用することが重要」とあるため、これも言葉(表現)が重複しているように感じる。また、2段落目が「そのためには」という形で書き出されているが、「求められている」ことに対して「そのためには」という形で文章をつなぐことには違和感がある。「必要である」などの表現に対して「そのためには」とつなぐのであれば問題はないと思うが、ここではもう少し違うつなぎ方をしたほうが良いのではないか。

次に、「具体的な施策15-1-1の中の項目(・)」が「快適で住みよいまちづくりを進め、住んでみたいまち・芦屋を目指します」となっているが、「住んでみたいまち・芦屋」ではなく、「住み続けたいまち・芦屋」とすべきではないか。「新しく住んでもらうための憧れ」のようなものも大切だとは思いますが、今現在住んでいる人に、まず目を向けた表現になっているほうが良いと思う。

次に、「具体的な施策15-1-3の中の項目(・)」が「貸付や売却など保有する資産を有効に活用します」となっているが、「貸付や売却」が「有効な活用」と言えるのか。財政的には有効なのかもしれないが、これ以外に、もっと有効な使い方があるのではないか。基本計画の中で謳う方向性としては、もっと違った視点からの有効活用の方法も検討し、それを盛り込んだほうが良いのではないか。

最後に、「施策目標15-1」の「3 市民に望むこと」が「芦屋の個性や魅力を生かした住宅地と調和した事業の展開」となっているが、これは「具体的に何を言おうとしているかがわかりにくい」ため、もう少しわかりやすい表現に修正したほうが良いと思う。

(今川会長) 表現方法も含め、詳細にわたってご指摘をいただいた。表現方法については事務局において検討していただくこととするが、内容について事務局から何か補足する説明等はあるか。

(事務局：米原課長) たくさんの指摘をいただき、現時点で全てにはお答えできないが、まず、「市民委員」という言葉の使い方(意味)については、現在、審議会を含む会議の中には、「公募による市民委員を入れる」ということが制度としてあり、それを受けてこのように(市民委員と)書いているのだが、わかりにくいのであれば、意味が伝わるように「説明を加える」などの対応が必要なものかもしれない。

あと、「貸付や売却」が「有効な活用」と言えるかについてだが、これまで実施してきた行政改革における「基本的な方向」を受け継ぎ、前期基本計画の中ではこのような表現にしているものである。来年度(23年度)には新たな行政改革(基本計画・実施計画)が策定されるので、その中で、「新たな形の有効活用」というものについても、検討が加えられると思う。現時点でお答えできるものとしては以上である。

(池内委員) 最初に申し上げた「行政の役割は、市民が何を求めているかを問いかけながら取り組むことを明らかにしていくことです」という部分(目標14のリード文(68ページ)の書き出し)については、「行政の役割」については、またどこかで整理できれば良いと思うので、可能であればその際にご説明いただきたい。

数点申し上げさせていただいていることについては、指摘というよりも、一般の市民として計画を読んだ時に、「こういう芦屋であれば住み続けたい」と思える計画になることと、前回までの審議会においても「小学校5年生が理解できるような表現」といった指摘があったように、読んでいて疑問を感じたり、誤解を受けたりすることがない、「わかりやすい言葉」で「正確な表現」で書かれていて欲しいという思いで発言させていただいているので、ご理解いただきたい。

(室井委員) 「具体的な施策15-1-3」(70ページ)が「保有する施設や土地など

の資産を有効に活用します」となっているが、これはいいことであり、可能な範囲で前に進めていっていただければいいと思う。ただ、例えば、「学校関係に対し売却する」などとなると、税金の問題などにより、複雑な問題が出てくるとも想定されるため、やるとしても、そのあたりについては十分考慮して（慎重に）進めていっていただきたいと思う。

（今川会長）事務局から何かあるか。

（事務局：米原課長）ご指摘いただいている部分については、固定資産税の関係の話になってくると思うが、ご指摘のとおりであり、そのように対応していきたい。

先ほどの池内委員からの発言（「信頼関係」という言葉と「開かれた市政運営」という言葉は、対応関係にあるものなのか）に関連して、審議会の中でも、「信頼関係についての考え方」を、もう少し議論していただきたい。このことについては市民会議の中でも、情報提供の仕方など、信頼を得るためには、「開かれた市政」が必要であるという議論があったが、今の原案における書き方では、表現としてわかりにくくなっているのかもしれない。「お互いが理解し合い」ということになってくるかとは思いますが、パブリックコメントにおいても関連した意見が出ていたので、この審議会において、考え方を整理しておきたい。

（今川会長）事務局からの問題提起もあったが、そのあたりも含め、何か意見等はないか。

（糸川委員）「具体的な施策 1 4 - 1 - 1」（68 ページ）が「市政に関する情報を適時に適切な方法でわかりやすく発信します」となっているが、ここが「信頼関係に結び付く」項目になってくると思う。ただ、「発信します」ということであれば「一方通行」の印象があるので、可能な限り全てをオープンにするという公開の原則により、「透明性を確保することにより信頼関係につなげていく」という形の表現にしたほうがいいのではないか。

あと、「協働の期間」については謳われていないが、常に同じ集合体の輪の中で協働が展開され、市民と市が馴れ合いの関係になってしまうとよくない（質の高いサービスが維持できない）ので、ある一定の期間を定めて、目標に到達すれば、いったん関係を白紙に戻すことにより、質の高いサービスを維持していくことが重要であると考えます。

また、信頼関係を築いていくためには、「市民の意識を高める」ための啓発、「協働とは何か」ということのPRといったものを充実させ、目標に向かって行政が市民を引っ張っていくことが（最初は）必要なのではないかと。そして、「成功した事例」や「目標値とその達成状況」などを随時情報提供し、常に透明性を確保していくことが重要であると考えます。

（今川会長）少し確認したいのだが、「協働の期間を定める」ということは、「行政の役割を明確にする」ということとはまた別になるのか。「1つの協働事業が終われば、また新たに期間を設け直す」といったことを意味しているのか。

（糸川委員）例えば「成功した」、「終了した」というように、いったん期間の終わりを定めないと、締まりが無いような気がする。ずるずると協働が続いていくのではなく、どこかで期間の終わりを設け、行政は行政、市民は市民という形で、関係をもとに戻すことが大切なのではないか。

（今川会長）協働の関係を定期的に評価し、その都度「役割を明確化する」といった理解でよいだろうか。

(糸川委員) そうである。馴れ合いになることを防ぎ、質の高いサービスを維持していくためには、どこかで期間の終わりを定めることが必要であると考える。

(今川会長) 事務局からは何かあるか。

(事務局：米原課長) 「質の高いサービスを提供するために、協働の期間を設ける」という部分がよくわからないので教えていただきたい。「質の高いサービスを提供する」のは、市になるのか。

(糸川委員) 芦屋市として協働を推進していくことはいいことだと思うが、まだ、市民には「行政に守られている」意識というか、行政がセーフティーネットになっているところが多いので、いったん期間を設けて協働を実施し、その期間ごとに見直ししながら改善していくのがいいと思う。

(事務局：米原課長) 「協働」という言葉は、いろんな意味で捉えられると思う。「市民と行政が一緒になって活動すること」ももちろん協働であるが、「同じ目標に向かって、市民と行政が別々に活動すること」も協働であり、特に後者のケースに関しては、期間はあまり関係なく、ずっと続くものであり、かといって馴れ合いにもつながらないと思う。ただ、「別々に活動」していたとしても、定期的に情報を共有することは重要であり、そういう意味では、ご指摘のとおり、一定期間を設け、その期間ごとに見直し(評価)していくことが重要であると思う。

(糸川委員) 市民としては、手応えというか、成果のようなものを区切り(期間)ごとに得たいという思いがあると思う。市民会議の中では、指標のようなものについても議論を重ねたが、そういったものを定期的に確認しながら、協働を進めていくことも大切なのではないか。

(今川会長) 少し整理しておくとして、協働に対する理解を進めるためにも、「行政の役割の明確化」が求められる。あと、「参画・協働のあり方」について、市民レベルでの見直し(評価)ができる仕組みづくりが求められる。

(姉川委員) 「協働」を推進していくに当たっては、前提として、市民と行政が対等の関係になる必要がある。この言葉ができてから年数は経過したが、未だ協働は試行段階にあると思う。市民レベルで推進していくこともあるが、「(市民と行政が対等の関係にある)協働を進めていくための最低限のベース」をつくった上で進めていかないと、協働はうまく進んでいかないとと思う。

(大橋委員) 「協働」に関しては、いろいろな進め方が考えられる。市民の活動を行政がサポートするのも1つの方法であるが、市の新規の事業(改善のための新たな取組)などにおいても、市民の意見を取り入れて一緒に考えていくことが重要である。また、その事業の成果がどうであったかということについても、市民の意見を聞いて、評価(確認)していくことが重要である。そうすることによって、行政だけでは気付くことができなかった、市民や民間の力の更なる活用などの新しい(柔軟な)発想も出てくると思う。

「施策目標14-2」(69ページ)においては、「市の組織」のことが謳われており、「市民と行政」という形で表現すると、1つのグループのように捉えてしまいがちだが、その中では、実際に事業を進めていく「行政の担当者の考え方」とそれを受ける側の「市民の考え方」という2つの考え方があり、それらがお互いに見える形で事業を展開していくことにより、「実際にその事業が役に立っているか」を判断することができる。このような「質の高い」事業展開をしていくためには、「職員の資質の向上」も求められるが、このような

取組ができる（可能性がある）のも、芦屋ならではだと思ふ。

（安田副会長）数点申し上げておきたい。まず、「行財政」という言葉と「行政改革」という言葉が、切り離されたような形で、両方盛り込まれているような印象を受ける点が気になる。目標15の「関連する計画等」（70ページ）においても、「行政改革基本計画」と「長期財政収支見込み」というものが別々に掲載されており、中身を熟知しないまま発言することは差し控えたいが、やはり、もう少し「行財政の一元的改革にどう取り組むか」という部分を示しておいたほうがいいのではないか。行財政を一元的に改善し、芦屋らしい市政運営や質の確保を推進していくことを謳い、平成24年度からの新しい「行政改革基本計画」とも一体的に（連動して）取り組む姿勢を示しておくことが重要であると考え。また、進行管理においては、市民参画で取り組むことも当然大事ではあるが、第三者（専門家）の視点による「目標達成度の評価」により進行管理を行うことも大切であり、そのあたりの意思表示も示しておいたほうがいいのではないか。

次に、「具体的な施策15-1-3」（70ページ）が「保有する施設や土地などの資産を有効に活用します」となっており、ここだけ「資源」ではなく「資産」という形で表現されているが、ここで取り上げられている「貸付や売却」といったことは、行政改革基本計画のほうに委ね、総合計画の基本計画に書く内容としては、今ある資源をいかに有効に活用していくかということを示すべきであるし、もう1歩進んで考えると、今ある資源（施設など）を、いかに「地域で自主的に管理（運営）していくか」といった仕組みづくりのようなものを盛り込むことができれば、有効活用につながっていくのではないか。

最後に、池内委員からも指摘があった、目標14のリード文（68ページ）についてであるが、「これからの市政運営には、市民と行政が地域の現状と課題を共有し、お互いが理解し合い、信頼関係が構築されることが欠かせません。そのためには、行政は、市民が何を求めているかを問いかけながら取り組むことはもちろん、市民と行政が共に考える機会を増やし、協働のまちづくりを通して、確実な成果につなげていくことが重要であると考えます」といった簡潔な文章にすればいいと思うのだがいかがか。

（今川会長）具体的な提案（文案）もいただき、理解も得られたと思う。事務局から何かあるか。

（事務局：米原課長）いくつか指摘をいただいた中で、「今ある資源（施設など）を、いかに地域で自主的に管理（運営）していくか」という部分について、例えば、集会所施設については、指定管理の（業務の）範囲内で、自治会連合会に管理していただいているところだが、やはり、縦割りのな管理ではなく、例えば、子育てなどの「地域でのつながりを持てる（生み出せる）」ような管理が求められるという課題認識は持っている。

（事務局：西本参事）ご指摘いただいた「行財政運営」についてだが、平成15年に「行政改革基本計画」を策定した際には、（10年間の）「長期財政収支見込み」の「収支差を埋める」ために策定し、毎年秋の時点で、最新の「収支差」に対応するために、行政改革基本計画の見直しを継続してきた経緯がある。その後、「行政改革基本計画」については決算を参考にするため秋に、「長期財政収支見込み」については予算を参考にするため冬にと、見直しの時期がずれたが、「収支差を埋めるため」という当初の役目はいったん終えたという認識を

持っているので、今後の経済情勢や市の財政状況等を見ながら、適正な運用について検討していきたい。

(事務局：米原課長)先ほど大橋委員から指摘をいただいたことに関連してだが、内容としては、大きく言って、「行政がやっていることを、(事業ごとの)市民参画により、もっと見えやすいものにする」、「そういったことに取り組める職員を育成する」といったものであったかと思うが、現状としては、個別(課題別)の計画がそれぞれの分野にあって、それぞれの所管が評価し、見直しを加え、次期の個別(課題別)の計画につなげており、その過程においては、公募委員やパブリックコメントなどの形で市民参画を得ながら、実際に取り組んできている部分はある。また、市議会における審議についても、その都度いただいていた。

ただ、「情報の出し方が悪い」、「情報の量が多すぎてわかりにくい」といったことがあるため、こういった取組について、一般の市民の方に見えにくい状況になっているという課題認識があるので、「目標14」だけでなく、1番初めの「目標1」においても、「施策目標1-1 一人ひとりがそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる」(32ページ)という形で、「行政から発信する情報を、よりわかりやすいものにする必要がある」という課題認識を示している。また、「施策目標14-1」(68ページ)は「市民参画による開かれた市政を運営している」となっているが、「開かれた市政を運営」というよりは、「開かれた市政が、見える形での運営」とするほうが、適切な課題認識なのかもしれない。

(松井委員)先ほど指摘があった「地域における施設などの管理」にも関連するのだが、この前期基本計画の中に、「市民参画」や「まちづくり」という言葉はあるが、「住民自治」という言葉がないことが気になっている。「まちづくり」という言葉に読み替えることもできるのかもしれないが、この「住民自治」が尊重されれば、安田副会長から指摘があった「地域における施設などの管理」も実現できるだろうし、福祉の分野においては、「コミュニティ・オーガナイゼーション」により、(複雑な課題を除いた)「地域で完結する課題」は解決され、地域が組織化されることにより、自動的に情報へのアクセスもスムーズになると思う。よって、「住民自治」という言葉をどこかで謳っておいたほうが良いと思う。

(今川会長)「住民自治のあり方」については、根本的な考え方であり、大切なものである。「まちづくり」という言葉の定義の中に書き込む必要があるのかもしれない。他に意見等はないか。

(小田委員)「具体的な施策15-1-3」(70ページ)の「保有する施設や土地などの資産を有効に活用します」に関連してだが、震災の被災者に市のほうから住居を斡旋し、その後15年が経過したが、聞いた話によると、20年の期間で契約しているとのことであり、既に自宅を再建し住居を出られた方も一部いるようだが、そのあたりについての周知の状況はどのようになっているのか。

(市側：岡本副市長)ご指摘いただいているものは、民間から借り上げている「特定優良賃貸住宅」のことだと思うが、これについては、委員ご指摘のとおり20年間の期間の契約でオーナーから市が住居を借り上げ、期間満了後に返却するものであるが、現状は、棟によって、借り手が少ないものがある。原因としては、家賃制度が挙げられ、借りた当初は家賃が安い、年々家賃が上昇していくと

いう、今の不動産相場と逆の流れになっていることが挙げられる。このことにより、空き家が多くなるという現象が起きており、その場合は、オーナーに対し、家賃の補償を市のほうで行う必要があり、運営状況が悪化しているところがある。

(小田委員)もう1点伺っておきたい。生活保護について、最近新聞などで目にすることが多いが、他市と比較した際に、芦屋市においては、生活保護のケースは多いのだろうか。

(市側：岡本副市長)件数としては少ない。ただ、厚生労働省の基準では、1人のケースワーカーに対し80件というものが基準になっているが、芦屋市の場合は、1人のケースワーカーに対し100件余りとなっている。それぞれのケースについては実情を把握しているので、他市で問題になっている「市域外からの生活保護受給目的の流入」といった問題は生じていないと認識している。

(今川会長)その他の点で何かないか。

(田原委員)「施策目標15-2 歳入・歳出の構造を改善している」(71ページ)に関連して、2点申し上げておきたい。1点目は、この施策目標の中に、「公共サービスの再構築」という言葉が複数箇所において出てきており、これについては、「参画・協働」、「指定管理などの民間活力の導入」、最近話題になっている「事業仕分け」なども想定されるころではあるが、何か「概念的なもの」があるのであれば、お示しいただきたい。

2点目としては、「歳入・歳出の構造を改善」という部分についてだが、「歳出」に関しては、先ほども議論があったように「公債費が占める割合が1番大きくなっている」ので、例えば「10年後には、民生費が占める割合が1番大きくなっている」といった状態(構造の改善)がイメージできるが、「歳入」に関しては、市税収入が半分以上の割合を占める中、「使用料の見直し」、「滞納に対する徴収強化」、「交付金等の確保」といったものを推進したとしても大きく変化するものとは成り得ず、具体的な状態(構造の改善)がイメージしづらいのだが、このあたりについては、どのように考えればよいか。

(市側：南雲参事)「歳入構造の改善」に関しては、委員ご指摘のとおり、「ダイナミックな変更」というものはもちろんできないが、「滞納に対する徴収強化」、「適正な使用料・手数料の設定」などの1つ1つの項目を、生活が苦しい方などへの配慮も十分行いながら、不断に見直していくことが大切であるため、「歳出」とセットにした形で、このように表現させていただいた。

(今川会長)「公共サービスの再構築」についてはどうか。

(事務局：米原課長)「公共サービスの再構築」という言葉の意味に関しては、言葉の表現方法としてはオーバーなのかもしれないが、市がやっている活動について、「(本来)どこまで行政が行うのか」、「どの部分を協働するのか(民間等にお願いするのか)」といったことを、先ほどの「歳入構造の改善」と同じように、不断に見直していくことを意味しているものである。

(田原委員)「具体的な施策15-2-1の中の項目(・)」(71ページ)が「行政の責任と役割を再点検し、新しい市民ニーズに対応した事業に経営資源を振り替えていくなど、公共サービスの再構築に取り組みます」となっているが、この中の「新しい市民ニーズに対応した事業」とは、「既に具体的に挙がってきているもの」なのか、それとも「将来的に想定されるもの」なのか、どちらになるのか。

- (事務局：米原課長)「新しい市民ニーズに対応した事業」については、具体的なものはなく、「一般的な考え方」として、このような言葉で表現している。具体的なものについては、安田副会長からも指摘をいただいたように、行政改革の基本計画もしくは実施計画の中に盛り込んでいきたいと考えている。
- (稲山委員)「施策目標15-1」の「1 課題認識と取組の方向性」(70ページ)の1行目において、「芦屋のまちの個性や魅力、人材をも含めた様々な資源」という形で、「資源についての定義」が示されているが、「人材をも含めた様々な資源」ということであれば、当然「市民」が挙げられるのではないか。ただ、今のこの施策目標の中には、「民間の力」という言葉は入っているが、「市民」というキーワードが抜けている。職員会議の中でも「市民力」というキーワードが示されていたし、市民会議の中でも「市民が活躍できる場の提供」といったことが議論されていたので、「施策目標14-1」(68ページ)においては「市政に関する市民参画」が取り上げられてはいるが、「施策目標15-1」(70ページ)においても、「市民」というキーワードを盛り込んでいただきたい。また、それに関連してだが、この「施策目標15-1」の「3 市民に望むこと」が「芦屋の個性や魅力を生かした住宅地と調和した事業の展開」となっているのは、違和感がある。
- (大橋委員)1点補足をさせていただきたい。「具体的な施策14-1-1」(68ページ)が「市政に関する情報を適時に適切な方法でわかりやすく発信します」となっているが、情報を発信する際には、「計画どおりに進む」ことが目的ではなく、「その結果、成果が上がる」ことが目的であるため、「計画を推進した結果、どのような効果(成果)があったか」というところまでを進行状況として報告しないと、不十分になってしまう。よって、「わかりやすく発信します」とするだけではなく、そのあたりも考慮した表現にさせていただきたい。
- (今川会長)「資源の中に市民を入れる」、「情報の発信の仕方を工夫する」など、重要な指摘をいただいている。「効果(成果)を含めた評価」については、それも含めた「わかりやすい情報の発信の仕方を考えていく」という形で、整理させていただいてよいか。
- (大橋委員)評価をする際には、「計画どおりに進んだか」という結果だけを評価しがちだが、本来は、それによって「受益する側がどうであったか」という視点がかかる部分の占めるべきなので、これからは、そういった観点から評価を進めていって欲しいという意味である。
- (今川会長)自治体における評価に関しては、結果だけでなく効果(成果)も評価する流れにあるので、かなり進んできている部分はある。ただ、「市民の方に、よりわかりやすく伝える」という部分では、課題が残っていると思う。
- (大橋委員)「わかりやすい」と感じていない声もまだ多く聞くので、もう少し工夫が必要なのだと思う。
- (姉川委員)「具体的な施策14-1-3」(68ページ)が「総合計画を市民参画で進行管理し、施策を市民目線で改善し続けます」となっており、総合計画は基本構想・基本計画・実施計画の3層構造になっていると思うが、「実施計画と市民参画との関係」については、どのように理解すればよいか。
- (事務局：米原課長)実施計画については、毎年予算の指針となるものであり、毎年見直しながら策定している。「1つ1つの事業について、市民参画を得ながら進行管理していく」ということも1つの方法ではあるが、市民の代表である市

議会において審議していただくというのも、地方自治法上、制度化された方法である。「それで十分か」という議論はあると思うが、この「具体的な施策14-1-3」における「総合計画」については、「基本構想・基本計画レベル」までを想定している。

(今川会長)他に何かないか。

(中村委員)「施策目標14-2」(69ページ)においては、「職員全般」のことで述べてられていると思うが、一般の市民が市の職員と接する機会はあまりない。よって、そこで接触した職員の対応をもって、「芦屋市の行政サービスはいい(悪い)」、「芦屋市の職員は質がいい(悪い)」といった判断をすることが多いため、「窓口配置する職員」については、十分配慮をいただきたいと思う。また、市民からの(まちを良くするための)情報提供(提案など)があった場合は、必ず、その情報の提供者に対し、はっきりとした回答(事の顛末)を返すように、注意していただきたい。

(市側：岡本副市長)まず、「情報の提供者に対し、はっきりとした回答(事の顛末)を返す」ことについては、本市においては、市に対する苦情等を一元的に受け付けるために「お困りです課」という部署を設けており、そこに寄せられてくる情報については、常日頃から100%お答えさせていただいている。

また、「窓口部門に優秀な職員を配置」することについては、最近では、どの自治体においても窓口部門は業務委託する方向にあり、正規の職員とは業務を切り離している。ただ、このように民間にお願いする場合においても、研修等を実施することにより、市民の方に迷惑がかからないように取り組んでいるところである。

(姉川委員)2点ほど申し上げておきたい。まず、実施計画についてだが、やはり、実施計画においても市民参画を実現すべきだと思う。例えば、「都市計画道路の見直し」においても、「研究会などの組織に市民が最初から加わる」といったことが重要であり、こういったことを実現することにより、計画の進行管理まで、市民も責任を感じながら携わっていただけるのだと思う。これからの「協働」を進めていくためには、「実施計画においても市民が参画すること」が必要であると思う。

また、以前に安田副会長から「重点施策」という考え方を示していただいたかと思うが、それに関連して、「時系列」というか「施策の優先順位」という考え方にに基づきこの原案をまとめることができれば、市民にとっても、よりわかりやすいものになるのではないかと。

(事務局：米原課長)「実施計画」についてだが、1つ1つの事務事業を見た時には、当然市民参画により推進すべきものがあり、実際、そのように取り組んでいるものもある。

また、「重点施策」というか、「優先順位付け」に関してだが、この前期基本計画の「具体的な施策」は、「それぞれの分野において重点的に取り組むべきもの」、あるいは「分野横断的に取り組むべきもの」のうち、最初の5年間で取り組む必要があるものを盛り込んだものであり、「この施策がこの施策より優先する」といった関係にあるものではない。「施策に対して、どの事業が有効か」といった事業レベルでの優先順位はあると思うが、それについては、基本計画の中で示すことではないと考えている。

(今川会長)他に何かないか。

(内山委員)「具体的な施策14-1-3」(68ページ)が「総合計画を市民参画で進行管理し、施策を市民目線で改善し続けます」となっているが、この進行管理が「本当にできるのか」危惧している。前期基本計画の中では、施策が「具体的な施策」という名称で示されているにも関わらず、表現が抽象的なものが多く、また、数値目標などの進行管理のための指標もないため、「市民にどこまで進行管理してもらうのか」がイメージできない。

(事務局：米原課長)前期基本計画に載っている全ての「具体的な施策」について、市民参画により進行管理するものでもないと思う。また、「目標」や「施策目標」など、どのレベルで評価をしていくのかといったことや、アンケートのとり方なども検討していく必要がある。先ほどから指摘があるように、「こういうことをやりました(結果)」で終わるのではなく、「それによってどんな変化があったのか」、「どれくらい成果があったのか」といったことが見えるようにしなければならない。

(今川会長)「総合計画の進行管理」については、今後、取組を進めていくことになると思うので、ぜひ(前向きな)芦屋らしい、住民参加による手法を検討していただきたいと思います。

(市側：南雲参事)最後に1点だけ、補足をさせていただきたい。先ほど「施策目標15-2 歳入・歳出の構造を改善している」(71ページ)に関連して発言させていただいたが、一般的に、通常は「歳入・歳出の一体としてのバランス」に主眼を置くものであり、(歳入・歳出の)それぞれに課題はあるが、言葉としては合わせて(セット)で使うことが自然であるため、ご理解いただきたい。

(今川会長)では、その他に意見等があれば、事務局まで連絡することとする。

(3) 議題 : さらに意見交換を要する事項について

(今川会長)本日予定していたこの議題については、時間の関係もあり、本日は行わないこととする。この議題の内容としては、本日の配布資料である「資料 06-0829-02 : 基本構想や前期基本計画全体に関わることでさらに意見交換が必要と思われる事項」で示しているように、3点あったが、その内の「1 将来像(“新しい暮らし文化”)について」と「3 住宅都市の芦屋の活性化(元気)につなげることについて」に関しては、今後の審議会の議論を見ながら、よりわかりやすい表現となるよう整理していきたい。残りの「2 前期基本計画の「市民に望むこと」の表現と内容について」に関しては、各委員において(適切な表現などの)いい案があれば事務局まで連絡し、それを基にして次回以降に議論していきたいと思う。では、その他について、事務局から何かあるか。

(4) 議題 : その他について

(事務局：米原課長)2点連絡させていただく。1点目は、第4回(8月21日)の会議録(案)が出来上がったので配布させていただく。これについては、9月6日(月)までに確認し、修正があれば事務局まで連絡をいただくものとし、次回(第7回：9月21日(火))に、署名委員(大橋委員、小田委員)に署名をいただくこととする。第5回(8月23日)と第6回(本日)の会議録についても、作成できしだいメールまたは郵便でお送りし、一定期間を設け、全員に確認していただいた上で、次回(第7回：9月21日(火))に、署名委員に署名をいただき、ホームページなどで公開していく。第5回(8月23日)

の署名委員は、勝見委員と菅委員にお願いし、第6回(本日)の署名委員は、立花委員と田原委員にお願いすることとするので、署名委員にあっている6人の方においては、第7回(9月21日(火))の会議に、印鑑をご持参いただきますよう、よろしくお願いいたします。

2点目は、第7回(9月21日(火))の開催案内についてだが、第7回からは、開催場所が、市役所本庁舎の(道路を挟んで)東隣の「消防庁舎3階(多目的ホール)」に変更となるので、ご注意いただきたい。午後7時からの開催になるが、「これまでの意見一覧」や「原案の修正案」などの配布も予定しているので、出席が難しい場合は、あらかじめ、事務局までご連絡をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

4 閉会

(今川会長)以上をもって、第6回総合計画審議会を閉会する。

以 上